星薬科大学　認定薬剤師研修制度に関する規程

平成２１年６月２９日制定
平成２４年４月　１日改正
平成２７年９月　９日改正
平成２９年３月　８日改正
平成３１年１月２３日改正
令和４年１０月１２日改正
令和５年　２月２２日改正

（目的）
第１条　この規定は、星薬科大学認定薬剤師研修制度（以下「認定薬剤師制度」という。)に関して必要な事項を定める。

（趣旨）
第２条　星薬科大学（以下「本学」という。）は、国民の健康への関心を高め、社会のニーズに応えることの出来るように、自己研鑽を志す薬剤師に生涯学習の機会を提供するとともに、その結果を適切に評価し薬剤師の資質の向上、さらには我が国の医療の向上に寄与する。

（研修制度）
第３条　この制度は、公益社団法人薬剤師認定制度認証機構（以下「認証機構」という。）が定める、生涯研修認定制度の一環として行なう。

（認定の基準）
第４条　日本国の薬剤師免許を有する者が、本学又は認証機構の認証を受けた研修機関において、別に定める星薬科大学認定薬剤師認定基準（以下「認定基準」という。）により、４年以内に４０単位以上単位を取得したと認められる場合は、本学学長が認定薬剤師として認定する。

（認定薬剤師証の有効期限）
第５条　認定薬剤師の有効期限は、３年とする。ただし、次条に定めるところにより更新することができる。

（認定薬剤師証の更新）
第６条　別に定める認定基準により、３０単位以上取得したと認められる場合は、認定薬剤師証を更新する。
２　薬剤師認定制度認証機構によって認証された他の研修機関で交付された認定薬剤師証の更新についても、本学での更新を可能とする。ただし、その条件等は、本学の認定基準に基づくものとする。

（認定薬剤師証の交付）
第 7 条　認定薬剤師として認定した者に対し認定薬剤師証を交付する。

（認定薬剤師研修制度委員会）
第 8 条　本学に認定薬剤師研修制度委員会（以下「制度委員会」という。）を設置し，認定薬剤師研修制度全般について企画、管理運営にあたるとともに認定薬剤師の認定及び更新の審査にあたる。
2　制度委員会については、別に定める。

（認定薬剤師研修制度評価委員会）
第 9 条　この制度の改善充実に資するため、認定薬剤師研修制度評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。
2　評価委員会については、別に定める。

(研修プログラムの提供)
第 10 条 本学は認定薬剤師を取得するために必要な研修プログラムを提供し、その企画・実施には研修企画・運営委員会、研究科委員会等本学の関係機関が協力して当たる。なお、提供するプログラムの変更は認定薬剤師研修制度委員会で起案して教授会の議を経て学長が定める

(研修の記録)
第 11 条　本学の受講システムを利用する受講者には、ログイン後認定単位取得講座一覧で、本学で取得した認定単位記録を表示する。
2　認定薬剤師研修手帳の希望者には、研修手帳を発行する。
3　認定薬剤師研修手帳には、学習記録を受講証明等により記録する。

（認定薬剤師証の申請及び更新の手続）
第 12 条　認定薬剤師証を受けようとするものは、次に定める書類を提出するとともに審査料 12,000 円を納入しなければならない。認定薬剤師証を更新するときは 10,000 円とする。
(1)　申請書
(2)　認定薬剤師研修手帳
(3)　薬剤師免許証の写し
(4)　履歴書

(認定薬剤師証の審査及び交付)
第 13 条　前条の申請があった場合には、制度委員会において審査する。
2　審査は毎年２回以上行なう。
3　第６条に定める認定薬剤師証の交付は、制度委員会において３分の２

以上の同意を必要とする。

(認定薬剤師証の再交付)

第 14 条　認定薬剤師証を紛失、汚損等した場合は、申請により再交付することができる。

(認定の取り消し)

第 15 条　認定薬剤師として認定された後、次の各号のいずれかに該当した場合は、制度委員会の議を経て認定を取り消すことがある。

(1) 日本国の薬剤師資格を喪失したとき

(2) 不正の方法で認定証を受けたことが判明したとき

(3) 薬剤師としての名誉を著しく汚す行為があると認められるとき

(個人情報の管理)

第 16 条　本学は、個人情報保護法および関係法令並びに学校法人星薬科大学個人情報保護規程等に則り、受講薬剤師及び認定薬剤師の個人情報の管理を適切に行う。

(事務)

第 17 条　認定薬剤師研修制度に関する事務は、主として薬剤師生涯学習支援室において行なう。

(雑則)

第 18 条　この規程に定めるもののほか、認定薬剤師研修制度に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第 19 条　この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が定める。

附　則

この規程は平成２１年６月２９日から施行する。

附　則

この規程は平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は平成２７年９月９日から施行する。

附　則

この規程は平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は平成３１年１月２３日から施行する。

附　則

この規程は令和４年１０月１２日から施行する。

附　則

この規程は令和５年２月２２日から施行する。